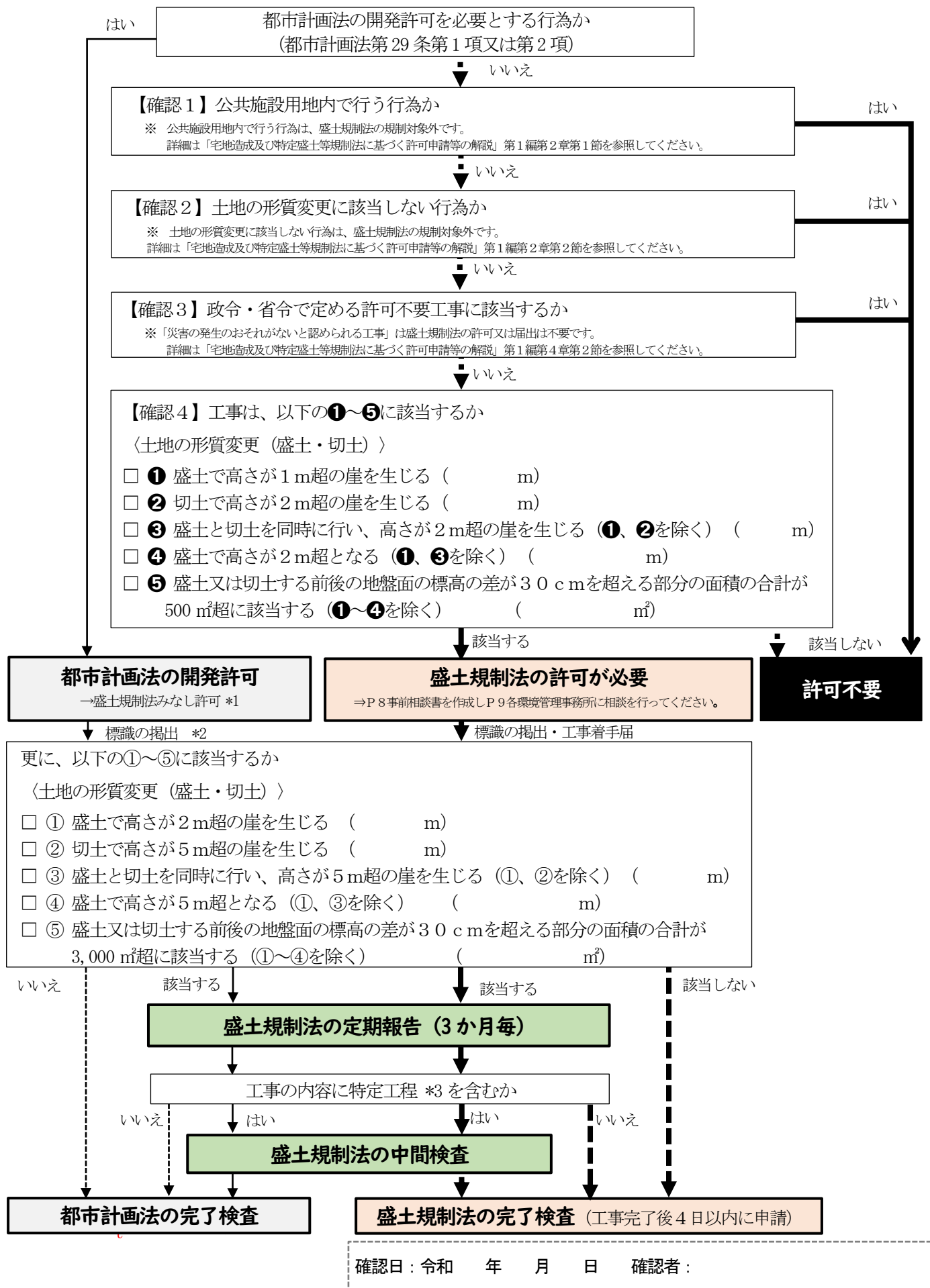


宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事の手続き判定フロー



*1 都市計画法の開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたとみなされます。

*2 盛土規制法に規定する標識に、開発許可において掲示すべき項目を追記する等、省令第 8 7 条に示す標識の様式及び記載事項が網羅されていれば、別々の標識とせず、一体となった標識として掲示することは差し支えありません。

*3 特定工程とは、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程をいいます。